

令和4年10月26日

「当座勘定規定」改正のお知らせ

当組合では電子交換所設立による交換取立の開始に伴い、令和4年11月4日(金)より当座勘定規定、小切手用法、約束手形用法を改正いたします。

なお、改定後の規定等は改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用させていただきます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日(金)

2. 主な改定点

(1) 当座勘定規定

- ① 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定及び同期限経過後の取扱いの追加
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責の追加
- ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止(※)に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

(※廃止日は電子交換所の交換決済開始日である令和4年11月4日)

(2) 小切手用法・約束手形用法

- ① 電子交換所システムの仕様(「,」(カンマ)がない場合は金額チェックでエラーになる)を踏まえた下記内容を追加
 - ア. チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」(カンマ)を印字
 - イ. 使用可能文字の一覧化
- ② 下記内容を追加
 - ア. 金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の禁止
 - イ. 手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄)

3. 新旧対照表(別紙の通り)

以 上

(別紙)

電子交換所設立に伴う当座勘定規定、小切手用法、約束手形用法 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">当座預金規定</p> <p>1～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (新設)</p> <p><u>(2)</u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>8. (手形、小切手用紙) (1)当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)前項(1)及び(2)以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (新設)</p> <p><u>(4)</u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当組合所定の代金と引換に交付します。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払) (1) (同左)</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p><u>(3)</u> (同左)</p> <p>8. (手形、小切手用紙) (1)～(3) (同左)</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5)</u> (同左)</p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>9. ～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって前記8. の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18. ～28. (省略)</p> <p><u>29. (個人情報センターへの登録)</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならび</u></p>	<p><u>を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>9. ～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって前記8. の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>18. ～28. (省略)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>に同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p><u>30.</u> (準拠法、裁判管轄)</p> <p><u>31.</u> (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について)</p> <p><u>32.</u> (規定の変更)</p>	<p><u>29.</u> (同左)</p> <p><u>30.</u> (同左)</p> <p><u>31.</u> (同左)</p>
<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、<u>「★」</u>などの終止符号<u>を印字するほか、3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>

現 行	改 正 後																																															
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。</p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>																																															
<p>改定後 (追加)</p> <p>●<u>金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</u></p> <table border="1" data-bbox="215 667 2056 767"> <tr> <td></td> <td><u>1</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>7</u></td> <td><u>8</u></td> <td><u>9</u></td> <td><u>10</u></td> <td><u>100</u></td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>10,000</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>参</td> <td>参</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td>萬</td> </tr> </table> <p><u>〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億</u></p> <p><u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p>			<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>	漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬
	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>																																			
漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬																
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>「※」、「★」</u>などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁</u></p>																																															

現 行	改 正 後																																										
<p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。</p>	<p><u>寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>																																										
<p>改定後 (追加)</p> <p>●<u>金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</u></p> <table border="1" data-bbox="215 949 2056 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>1</u></th> <th><u>2</u></th> <th><u>3</u></th> <th><u>4</u></th> <th><u>5</u></th> <th><u>6</u></th> <th><u>7</u></th> <th><u>8</u></th> <th><u>9</u></th> <th><u>10</u></th> <th><u>100</u></th> <th><u>1,000</u></th> <th><u>10,000</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>貳</td> <td>参</td> <td>肆</td> <td>伍</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>八</td> <td>九</td> <td>拾</td> <td>百</td> <td>千</td> <td>万</td> </tr> <tr> <td></td> <td>壺</td> <td>弍</td> <td>弐</td> <td>肆</td> <td>伍</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>捌</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>佰</td> <td>仟</td> <td>萬</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億</u></p> <p><u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p>			<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>	漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	七	八	九	拾	百	千	万		壺	弍	弐	肆	伍	陸	七	捌	玖	拾	佰	仟	萬
	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>																														
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	七	八	九	拾	百	千	万																														
	壺	弍	弐	肆	伍	陸	七	捌	玖	拾	佰	仟	萬																														

以 上